

令和6年度 第4回

開催年月日 令和6年8月8日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	高知県最低賃金の改定審議
公益代表	2名	2	その他
労働者代表	3名		
使用者代表	3名		

次回専門部会開催予定日

令和6年8月9日

[開会] 午前9時30分

部会長 ただ今から、第4回高知県最低賃金専門部会を開催します。
まず、本日の会議の定足数について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日の出席者についてですが、公益委員2名、労働者側委員3名、使用者側委員3名の計8名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用されました同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

部会長 前回は、労使それぞれの主張を述べていただき、その後、持ち帰って検討していただいたところです。
本日はさらに審議を尽くしながら円滑な審議を進めたいと考えています。
ご協力をお願いします。
まず事務局から、資料と現在の決定状況について説明をお願いします。

賃金室長 資料11の1ページをご覧ください。
労働者側から提出されました、「あるべき水準への根拠について」の計算方法とその根拠の説明がなされております。
2ページから4ページは、2030年半ばまでに全国加重平均1,500円を目指す、という政府目標における、1,500円の根拠について確認した内容です。
直接の根拠になるデータや積算資料は確認できませんでしたが、政府での

会議の議論の結果を踏まえて、岸田総理大臣からの発言がなされています。

4ページに各国の最低賃金額がありますが、2024年1月の金額につきまして、当時の為替レートの関係もあり確定されたものではありませんが、アメリカは1,066円、カナダで1,564円から1,873円、イギリスで1,919円、ドイツで1,965円、フランスで1,864円、韓国で1,083円、カナダやアメリカは州などによっても最低賃金があります。

次に、昨年の答申文と専門部会報告の写しをつけております。

専門部会で全会一致となりましたら、公益委員見解を示す必要はなくなりますが、本年も同様の文書構成としますと、公益委員見解も入れることができます。

専門部会において全会一致での結審がなされる場合につきましては、審議後、金額についての公益案を提示、それについての労使の意見をお聞きしたのち採決、全会一致の場合すぐに専門部会の報告書案と答申文案の作成をして配付、内容の確認ののち、報告書と答申文の正本を作成して、局長の代理として、その場におります基準部長に答申文と報告書をお渡しいただきます。その後、異議審議等の以降の流れの説明になります。

専門部会の公益委員見解につきましては、次の本審である異議審議の場で説明されることとなります。

次に、現在の各局の決定状況につきましては、配付資料のとおりとなっております。

部会長 本日配付されました資料について、何かご質問・ご意見などはございませんか。

市川委員 1,500円の根拠は、多分OECD主要国の平均だと思います。国でいうと、日本・イギリス・フランス・ドイツ・韓国・アメリカ。レート関係はありますけれども、大体平均すると1,500円。少し下がるかもしれません。多分そこを念頭においたと思います。

部会長 そのほかございませんでしょうか。

浜田委員 労働者側の提出されたあるべき水準の根拠についての式の中で、労働時間は165時間とされていることについて、金額のところでは年間の賞与の平均値が884,500円とされているところがあるんですけども、この部分の数値の根拠を教えてくださいたいと思います。

たとえば、高知県の生活保護の労働時間でいうと、実際には173.8時間というデータもありますので、そのあたりについて教えてください。

市川委員 法定の計算をする労働時間は173.8時間というのは理解しています。ただ、実際はそんな働き方をしている実態はありません。

高知県の賃金構造基本統計調査の労働時間もちょっと幅はありますけども、130何時間から164時間か165時間。

173.8時間となると、盆・暮れ・正月がない働き方で、そんな方はほとんどいないと思います。実態に合わせて考えると、賃金構造基本統計調査の全国平均の数字である165時間を使ったということが一つです。

一時金というのは、一般労働者の所定内給与の関係で紐解いていますので、こういう水準になるんだろうということです。

部会長 そのほか、本日の資料についてご質問ご意見などはございませんでしょうか。

沖田委員 生活保護との比較は173.8時間をつかっていることについて、この金額で比較するのが本当にいいのかという疑問があります。

ここは実態に合わせた160何時間という高知県の平均の労働時間で計算すべきじゃないのかと思っている。165と173.8では、173.8のほうが金額が高く出ますよね。

時給なんかで使うのであれば、ここは同じ基準の金額で計算しないと、都合のいいように数字を使い分けているんじゃないかという気がしてならない。

どちらで統一するという考え方にしておかないと、すべての計算式において、どちらを使うかによって、全然金額が変わってくる。

私の意見としては、すべてにおいて、高知県の1か月の平均労働時間を適用して計算すべきじゃないかと思っている。多分、165時間にしたとしても上回るとは思います。こちらの時間が少ないなら、生活保護に配慮しているということでまだ理解できるのですが、生活保護の費用を正当化するために、少しでも金額を高く見せているようにも感じられる。今審議している最低賃金とは、低い賃金の労働者のセーフティネットとして、金額を検討しているなので、それと生活保護を見たときに、あまりこちらのほうが有利になるような金額は使うべきじゃないのかなと考えています。

173.8にこだわるのであれば、すべて173.8時間に統一してもらいたいという思いはあります。

目安のことについても、数字の扱い方について思うところがある。

都合のいい数字だけを並べ替えて目安を出しているという印象。

まず、数字の扱い方をきちんと整えないと、なかなか審議にならないんじゃないかなという。感情論的なこととか、心情的なもの、政府方針だけになってしまう。考え方を統一いただきたいと思います。

部会長 最低賃金額と生活保護の比較の計算式っていうのは、何かも決まったものがあるのでしょうか。

沖田委員 中賃と一緒にするのは、

部会長 資料8は、高知労働局が独自に作った表になるんですか。

賃金室長 中賃の計算式を高知の実態に当てはめて計算しております。
高知のデータについては、事務局で作成しております。

部会長 2ページは高知のデータということですね。

賃金室長 そうです。

市川委員 労働時間が週40時間と決まっているので、その法律に基づいて173.8にしたと思うんですけども、実態からいえば、週40時間の月4週で160時間。

5時間多いというのは、統計で見るのは時間外も含まれているのでという話。

沖田委員 40時間かける52週を12か月で割って出しているだけ。土日のみ休み。

市川委員 祝日・盆・暮れ・正月なし。

沖田委員 生活保護を受ける人が盆・暮れ・正月なしということであればですが、それはちょっと違うんじゃないかな。

やっぱり、使う数字を統一しておかないとぶれてしまう。

部会長 ご指摘ありがとうございます。
高知県の平均労働時間とかいうのが出ているんですけど。

- 市川委員 今回は出ていないですけども、賃金構造基本統計調査に出ています。
他県よりちょっとだけ、1～2時間高かったと思います。166時間とか
167時間。
県の調査では全く違う数字で、130何時間か。賃金構造基本統計調査の
計算式で計算すると、全国平均165時間、高知は166時間という数字に
なっています。県の統計の計算でやると、130何時間とかっていうふうに
なるということだと思います。
- 中澤委員 県の調査はパートも入っているのでは。
- 市川委員 賃金構造基本統計調査も入っています。
- 基準部長 資料1の46ページに都道府県別の労働時間があります。
- 部会長 令和4年で137時間ですね。少ないですね。
- 市川委員 短時間労働者が増えたとか、たとえば高齢者雇用で短時間労働者がくると
時間が減りますよね。おそらくそういう関係だと思います。
- 沖田委員 常用労働者の捉え方が、通常の労働者なのか、常用労働者で1年間以上継
続いただいた方なのかとか。そこで週3日しか働かないとか、1年間働いた
とか。
- 部会長 ご指摘ありがとうございました。そういったところにも配慮しながら数字
を見ていきたいと思います。
次に進ませていただきます。
前回お話ししましたけれども、政府などへの要望について、もうご検討を
お願いしますということを申し上げましたけれども、昨年の高知県の要望と
本年の中賃からの要望について、事務局から説明をお願いします。
- 賃金室長 まず、昨年の高知県の要望につきましては、第9回本審の議事次第の資料
の17ページに昨年の答申の写しをつけております。政府への要望事項とし
まして、今後の最低賃金増額のロードマップを明示していただくことと、併
せて、下請取引の適正化に関し、エネルギー費や労務費のコスト上昇分の適
切な転嫁に向けての解決策の実施、最低賃金引き上げによる賃金上昇分への
直接的な施策の実施、いわゆる年収の壁の対策の確実な実施、各種助成金等
の支援の一層の強化と業務改善助成金の拡充、についてを記載しておりま

す。

次に、別冊資料0の3ページから、本年の中賃の答申における政府への要望ですが、抜粋して説明させていただきます。

項目4は、3行目から、特に、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望する、ということ。

項目5は、生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める、ということ。

項目6は、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化、創業・事業継承やM & Aの環境整備の一層の強化に取り組むことなど。

項目7は、独占禁止法や下請法の執行強化、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底など。

項目8は、年収の壁・支援パッケージの活用促進など。

以上、最低賃金引き上げに係る様々な要望が出されております。

部会長

それでは、現段階で要望案について意見をいただきたいと思います。使用者側はいかがでしょう。

沖田委員

まず一つは、価格転嫁が非常に重要な要素だと考えています。

特にこの会は、最低賃金を審議するところですから、賃金に関して言わせていただくと、今回国が賃上げを先導しているということから、国の責任として、少なくとも労務費の価格転嫁は100%達成できるように強制力を持った取組みを求めたいと思っております。

また、「経済構造改革の加速のための成長戦略」として、「三つの循環の成果による賃金と物価の好循環」というのを挙げていますので、誰もが政府はやってくれているという実感ができるような取組みを出してもらいたい。

常にこういう文章は、一般人にとっては難しい言葉を並べていることが多いですが、難解にしてごまかすのではなく、実際に体感として実感できるような政策を期待したい。

2つ目は、年収の壁についてです。

基本的に法律では、夫婦は平等で共助で成り立つということになっており、お互いに扶養し合う、共助し合うというのが当然のことなので、夫婦においてはどちらかが扶養するという考え方はないのではないかと思います。

年収の壁のようなものを配偶者間で持つというのは、この考え方からいっても、扶養する側が上位に立つような誤解を招きかねない。企業も配偶者手当といった手当を出してしまう。どちらかの扶養を前提とした配偶者における年収の壁は廃止すべきであると考えます。

夫婦は一体として扱い、早急に社会保険制度の見直しを行っていただきたい。子どもは除く配偶者については、年収の壁を廃止してほしい。

3つ目が、高知労働局の努力によって、業務改善助成金を活用する企業は令和4年度と比較して大幅に増えておりますけれども、企業全体としては1%に満たない状況でありますので、より多くの企業に賃上げを伴う助成措置が行きわたるように3点要望したいと思っております。

まずは、現在条件的に活用できない企業も相当あると考えておりますので、そういった企業も使えるように、条件の緩和を求めることをごさいます。

それから、3次産業が多い高知県の状況を見ると、設備投資に費用をかけられない企業も多いと思っております。法人税を多く収めている企業が優遇される法人税軽減措置ではあるんですが、それを使えない企業も多い。これは昨年も申し上げたんですけども、恩恵が少ない中小零細企業には賃金上昇分を直接補填する制度を設けていただきたい。実現はなかなかできそうにないですが、考えていただきたい。

また、最低賃金の改定による助成なのであれば、現在のように発効日の前日までに賃金を上げていなかったら業務改善助成金は使えないというのではなく、最低賃金に応じて賃上げしても使えるように、発効日以降でも対象とし、対象者を増やしてもらいたい。

一般的にパートの賃金を見たときに、発効日から賃金を改定するという企業も結構ありますので、法律的に発効日からは変更しないといけないというのはわかっているのですが、発効日も含めてもらいたいというのがあります。ここについては、法律によって賃上げをするのは当たり前のことから、そこを助成するのはおかしいと前労働局長に言われたんですけども、助成の一つの条件として最低賃金を挙げているわけですから、改めて考えていただきたい。特に今回のように50円以上上げる県がたくさん出ているような状況では、今の最低賃金と賃金の差が50円以内という助成から外れる企業も出てくる可能性がありますので、そのあたりの緩和が必要じゃないかと思っております。

最後に、これは国に対する要望なのか、中央最低賃金審議会に対する要望なのかわからないんですが、今日の資料の2ページ目の一番最後の、1,500円の根拠の中で連合高知の吉野会長が言われている意見の、「適切な中期目標をセットした上で、毎年の上げ幅について最低賃金審議会で審議する

ことが適切である」というのは、そのとおりだと思いますし、労働側のいう1,286円というような目標を設定するというのも、ターゲットがあれば審議もしやすいと思うし、目標も設定できるので、それは非常にいいと思います。大事なのは次の意見で、「政労使できちんと目標とすべき数字を話し合って決めてください」という書き方をしている。

現在の決め方というのは、岸田首相が考えた1,500円であって、本当にこれが政労使で合意されたものなのかっていうのは、非常に疑わしいところがあるから、なかなか理解が進まないと思うんですよね。

政府が1,500円と言っているから1,500円を一つのターゲットにするのではなくて、中央最低賃金審議会において、1,500円が本当にいいのかどうかについてきちんと議論していないから、納得感が乏しいんじゃないかと思っております。

それから、中賃の目安は、「これは参考であって、決定は地方審で決めてください」と言いながらも、この目安額より低い金額で決定するところはどこもない。相当拘束力が強いんだと、きちんと理解してもらわないといけない。これ以上でやってくれというのが中賃の考えだと思いますので、これを下回ってというところにはなかなか考えが及ばない。そういった目安額を決める責任として、労使が折り合いをつけて、公益委員見解に頼らず、委員会として全会一致で目安額を出してもらいたいというのが一番です。

全会一致にならなかったから、審議会としては目安額を示すことができないということでもいいんじゃないかと思えます。それぐらいの気持ちで何とか歩み寄って、きちんと論理立った目安額を示してもらわないと、結局地方の審議会を混乱に陥れているだけじゃないかと思えます。今各審議会でやっている使用者側の意見も目安額に対する信頼性を持ってない、根拠もない目安額で、議論すること自体がおかしいという声が非常に多く出ています。

労働側も目安額審議において、これに不満を示しているわけですから、同じ考えだと思うんですよね。中賃の目安額が地方の審議のメインとなっているのであれば、中賃の審議は時間がかかってもいいので、日本の将来、経済を考えたときにこうすべきだということを徹底的に追求した上で額を示してもらいたいと思っています。

横並びだけを見た目安審議なら、地方も横並びを見ているから、別に目安は示さなくてもいいんじゃないかという気もしております。

もう一つは、納得性。目安額を決定する上での3要素の評価をきちんと毎年比較して行って、前年と比較して、こうだからこうだというような論理立ったものを出してもらいたいですね。

そういう考えでいけば当然、今年5%という数字は出ないはずなんですよね。去年の39円から50円に上げないといけない根拠というのは、3要素

を比較した場合には絶対に出てこない数値だと思うんです。

数値の見方も、できたら全国统一した考え方にしてほしい。たとえば、京都の審議会で使用者側が示されたみたいなんですが、3要素に対して上昇率を見て、比率をかけて、何パーセント上がっているからこれだけ上げないといけない、当然ここに地方における格差是正などのプラスアルファをしていく。こういう考え方というものをきちんと示してくれたら、地方の審議会も揉めることもないのかなと思います。労使の思いという額差も少ないと思う。毎回意見不一致というような形にしなくてよくなる。考え方が毎年ずれているから、公益委員も非常に苦労していると思う。

中賃の3要素の考え方として、どういう数値をもってこういう比率になる、こういう考え方に基づいてというものを示して、地方の審議会に当てはめて金額を出すといった考え方のほうがわかりやすい。

今回の要望は、国というより中央最低賃金審議会の審議のあり方について、地方としても声を上げないといけないんじゃないかと思っております。

中央最低賃金審議会が厚生労働大臣の諮問機関だと思うので、国も3要素に基づいてといいながら、全然3要素に基づかない目安額を容認していること、納得できない数字の容認の仕方という部分に対して、国もきちんと関与していくべきじゃないかということが一番強く主張したいです。

部会長 労働者側委員は何かございますか。

市川委員 我々はもらう立場で、支払う立場ではないので、政府への要望については労働側はありません。

ただ、中小企業の生産性向上に資する政策の拡充というのは、今以上にやらないといけないだろうと思っています。

価格転嫁の問題でいうと、一番転嫁率が低いのは労務費で、光熱費を含めたエネルギー費についても30%台です。なぜそうなるのかというと、賃金は弾力性がありますから、低くできる。エネルギーも節約すれば何とかなるということで、こういう結果になっているんだろうと思っています。そうじゃない社会にしないといけない。

先ほど使用者側が言われた話については、政府に言われて決めるものではないと思います。ILO（国際労働機関）の3者で決めるということの原則に基づいて、審議会で話していくというのが原則だと私は思っています。だから政府に配慮という言い方を今までされてきたんだろうと理解しています。

私は、中賃で3者合意になったのを聞いたことないです。

お互い立場があって、なかなか賛成に行き着かないということで、公益見

解を出して、しょうがないねというところで押し進めてきたというのが、歴史的な経過で、これ以降も3者合意というのはなかなか難しいのかなと思っています。

それから、3要素の考え方については、去年もそうでしたけれども、中賃のメッセージが含まれていると思っています。あれが審議の到達点で、3要素の理解の仕方だと考えています。

部会長 今双方からお聞きした内容をもとに、本年の高知県の要望案というのを考えていきたいと思います。

では、改正審議に入りたいと思います。

前回の労働者側からの主張は、あるべき水準の1,286円という主張を維持するというので、時間的なプロセスについてもお話をいただきました。

使用者側からは、各種データなどの根拠から5.2%程度の上昇率による47円ぐらいと考えるのが妥当だが、中賃の目安が50円とされているので、そのあたりは検討するということ。

また、政府のいう1,500円の根拠についても確認できれば、その目標に向かう最賃引き上げのロードマップを引くことができるのではないかとといった内容のお話をいただきました。

前回以降両者持ち帰ってさらにご検討を重ねていただいたと思いますが、まず労働者側から現段階でのご意見をいただきたいと思います。

市川委員 ロードマップを示すというのは、地賃の審議においても大事だと考えています。

1,286円を提示させていただきましたけれども、これはその時代の流動的な数値で、2030年半ばぐらいには1,500円水準にしていこうということで、まずは1,286円ということ。1,500円ぐらいに到達するまでのロードマップをどうしていくかを3者で合意できればと思っています。

その上で、具体的な数字で言うと、今年については1,286円を6年で到達させるということにしてはどうかというふうに思っています、6年で計算すると年間65円ぐらいになると思います。

それでいかがかというふうに指し値を歩み寄りたいと思います。

部会長 次に、使用者側の委員からご説明ください。

沖田委員 使用者側としては、提示していただいたあるべき水準の考え方については

よくわかりました。この考え方をできれば、全国統一の考え方にしていきたいと思います。

一般労働者の所定内給与の中央値というのは、全国平均だと思うんですけど、全国平均で考えるのか、地方の事情に合わせて考えるかによって、この金額は変わってくると思いますので、そのあたりの考え方についても一度整理しないとイケないじゃないかと思います。

これを高知に当てはめたらどうなるのかっていうようなところについては、事務局で資料を出せるようならお願いします。

賃金格差を是正しなければいけないっていうのはわかるんですが、結局なぜ賃金格差が生じているかというのは、東京と高知の経済力の差じゃないかと思います。

前回は言いましたように、当然人が集まるところに大きな集積の産業が発生するから、どんどんそこは伸びていく。その一方で、地方は吸い上げられていくので、寂れていくという現状。中央に合うような金額を払うのは厳しいというのはお判りいただけるんじゃないかと思います。

地方は地方で頑張っている企業もあるんですけど、その格差を埋めるまでの収益をあげるのには地方の企業には難しいだろうと考えております。

ロードマップについては、使用者側がこれまでもずっとおるので、そういう意味で1,500円の妥当性っていうものがもう少し腑に落ちてきたら、1,500円を目指すということもあるのかもしれませんが、現段階では難しい。

連合の会長がいわれるように、中央の政労使でどう目指すべきかというものをきちんと議論していただいて、2030年半ばの1,500円がいいのか、使用者側が言う言葉ではないかもしれませんが、私の感覚からいうと、世界経済と競争していく上で、1,500円より本来はもっと高い金額を目指すんじゃないんじゃないかなという思いもあって、実際にデータを分析して、この1,500円で世界の中で競争できる金額なのかどうかについても中央の政労使できちんと審議してもらいたいと思っています。

1,500円がいいかどうかは、地方ではなかなか難しい。それを知りたくて求めたんですけど、それが出てこないんで、1,500円を正とするという考え方には、私の中ではまだ至っていません。

ひょっとしたら9月の総裁選で、首相が変わったら、それじゃ足りない、1,800円というようなことになるかもしれない。そうなったら、まずまず混乱してしまうので、数字的な考え方をきちんとしておいてもらいたいという思いであります。

仮に1,286円を良しとした場合に、ロードマップとしては65円という数値を私も見たんですけども、とてもここには追いついていけない。7年

程度以上を見ないとついていけない金額だなという感じがしております。

結果的に使用者側委員がいくら言ったとしても、結局世の中の流れとして50円以上となっているので、ここで絶対反対と言っても虚しくなるだけ。

考え方を統一していただいたら、使用者側としても、ずっと反対するべきじゃないし、東京みたいに退席という結論にはならない。採決で退席するならば、最初から委員になるなと言いたい。反対なら反対で、意思をちゃんと示さないといけないと思っているので、そういう形は取りたくない。できるだけ全会一致に向けた議論をさらに進めていただければと思っています。

香川県は、基本的には常に全会一致というのが審議会での申し合わせ事項になっているらしいです。そういうもともとの文化があるところは、それはそれで非常にいいんじゃないかなという気がしております。そういった議論の仕方を望んでいます。

最終的に公益委員が金額を示すことになってくると思うので、そのあたりを議論できたらなと思います。

部会長

これまで、双方からのご意見をお伺いしながら、いろいろ考えた中で、双方のご意見をまとめながら、今の現段階での私の考えをそろそろお示したほうがいいのかという感じもして、ちょっとここでお話をさせていただきたいと思います。

法律的にも3要素は考えるべきであるという中で、賃金、生計費、賃金支払能力というところになるかと思えます。

賃金については、第4表の の表を見ていくのが適切ではないかと思えます。これを見ますと、昨年が2.7で、今年は3.1ということで、社会全体として賃上げ傾向が進んでいる。この傾向は昨年以上になっているというのが数値的にも表れていると思えます。

それから、生計費については、消費者物価指数を見ていくことになるかと思えますが、今回中賃などでも示されたように、最賃近傍の方の家計を直撃するものは、「頻繁に購入する品目」の物価になると思えます。これについて、高知県における数字というのは概算でしか出ていないですけども、上昇率が5%以上になるというような数字が出ていることが見受けられます。

確かに率というところでは、物価は昨年より落ち着いている傾向があるかと思えますけれども、上昇していることは間違いないというところで、昨年よりもさらに上昇していることは間違いないという現状があるかと思えます。

もう一つの指標の支払い能力については、数字的にも違いは出ていますが、数字上は昨年と際立って大きな変化があるというふうには見られないと

感じるころではあります。

こういった数字を見る中で、具体的にどのように考えていこうかというところで、双方の一致した考えというふうに私が捉えたのが、物価上昇以上の賃上げが必要という、これは共通の理解だろうと考えています。

その物価とは、何を見るのかとしたときに、最賃の議論をしているわけですから、最賃近傍の方の家計を直撃する物価を見るのがいいのかなというところで、「頻繁に購入する品目」の物価が5%以上のような数字が出ているので、5%以上の賃上げは必要になってくるのではないかと考えます。

それから、賃金が社会全体で昨年より上がっているということからすると、最賃においても昨年以上の賃上げを考えていかなければいけないのかなと思います。昨年、高知県は44円上がって、率でいうと5.16%の賃上げとなっている。これらを考えると、中賃の公益見解の50円、5.6%アップというのは、結論においては妥当な数字ではないかというのを感じるころではあります。高知県の特殊性というのか、高知県の実情として、どのように考えていくのかという視点で考えたときに、私自身去年から驚いているのが、率ではなく実際の額として見たときに、高知県の標準生計費が全国以上なんですよね。

最賃は全国加重平均が1,004円で、高知県は897円で、107円の差があるのに、昨年よりちょっと縮まっているとはいえ、標準生計費は高知県が全国平均より300円高いという状況。実際の生活状況を見ると、全国加重平均に高知の最賃が追いつくには、パーセントでいうと12%の上昇が必要なんです。標準生計費だけを見ると、全国レベルに高知県が追いつくには、最賃が12%以上上がらなければいけないような、そんな数字の状況になっているというのが、高知県の特徴なのかなと感じています。

高知県独自の話ではないんですが、使用者側から全国との差、また四国を含めた近隣県との差についても意識しないと、労働人口の流出、若者の流出は防げないのではないかというお話がありましたが、これはまさにそうだと思います。

中賃では全部50円にして、率が縮まったから、全国の格差も縮まっただろうみたいな意見が最後のほうにありましたが、率ではなく、額を縮めない、実際に働く者にとっては意味がないというふうに考えます。

もう一つは、他県との比較ではないんですが、やはり最下位にはなりたくない。ここは一致した意見ではあるかと思います。そういった中で、数字を絞り込んでいきたいなと現段階では思っているころではあります。

先ほど、あるべき姿という数字で、具体的な数字も労働側から出された中で、このあたりでどこか数字が出せたらいいのではないかというのが、今現在の私の意見です。

今日出された資料もありますし、双方のご意見もいただき、私の個人的な意見も言わせていただきましたので、ここで一旦中断をして、さらなる歩み寄りを双方でご検討いただきたいと思います。

沖田委員 1点だけ、確認したいんですが、昨年の中賃の目安審議でも、今年のように消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」について議論されていたんでしょうか。

賃金室長 なかったですね。

沖田委員 この辺りが不満になる。数字合わせをするために、いきなりこの数字を持ってきたんじゃないかという疑惑があって、これについて今までも継続的に議論してきて、今回上がったならわかりますが、消費者物価指数自体は下がっているから、それを補うために使える数字として、「頻繁に」というデータを持ってきたような印象を受ける。

今までもずっと見ていましたということであればいいんですが、最初に生計費に焦点を当てて、それだけを見ると、物価上昇率が下がったときに賃上げ率が落ちる。

この数値が今は上がっているからいいけど、これが来年、2とか3に下がったときに、来年は2%、3%の賃上げでいいんですかということになる。

そのあたりも考えながら決めていかないといけないと思っている。

労働側に擦り寄りすぎてもいけないけれども、ロードマップの中できちんとこの金額を毎年確保していくという言い方のほうがやりやすいんじゃないかと思うところもある。3要素は見ているけれども、そういう見方をすると非常にしんどいんじゃないか。去年、生計費について大騒ぎして、これだけ上げないといけないと言っていたものが今年下がってしまって、どこかにいい数字はないかと思ったら、この数字が出てきたので、これを使ってという印象。中賃の審議のあり方も非常に疑問というか、もう必要ないんじゃないか、何の議論をしているんだという怒りしかない。

経協の四国4県の専務理事の話の中でも、なぜ従わないといけないのか、根拠も何もないんじゃないかという思いもあって、使用者側としては一番そこを疑問視している。

これからこのデータを継続して見ていきますというのであればいいんですが、手札みたいに出したり、引っ込めたりするという考え方はやめていただきたい。

部会長 では、ここから個別協議といたします。

(中断) 10 : 25

(再開) 10 : 57

部会長 それでは、改正審議を再開したいと思います。
 労使双方、ご検討いただいたと思いますけれども、現段階の検討結果について、労働側からお願いします。

市川委員 我々は冒頭申し上げたように、あるべき水準として提示した1,286円に6年かけて到達するものとして、本年は65円を今日の段階での指し値にしたいと思っています。

部会長 それでは、使用者側からお願いします。

沖田委員 使用者側としましては、中賃の目安を若干上回る程度という考え方に変わりありません。

 いくら上げるかについては、他県の状況も見ながら、高知が単独最下位になることだけは何とか避けたいという思いがあります。

 今は54円が一つの目安になるかなと考えております。

 この前後であれば、全会一致も目指せる水準になるんじゃないかと思えます。

 ちなみに事務局で調べていただいた影響率から見ると、時給900円というところが人数的には一番多く9,533人で、ほとんどこのあたりに張り付いている。このあたりをみると、そんなにたくさん上げることができないんだろうなという感じがしております。

 急激な賃上げは、企業においてもものすごくダメージが大きい。ある程度計画的な考えを持つという意味でも、先ほどいったロードマップは、今後こういう方針で上げていくということを示す上でも大事だと思っています。

部会長 ただ今、双方からご意見をお伺いしましたけれども、それぞれの意見について、ご質問などございませんか。

意見なし

部会長 本日、かなり踏み込んだところまで、具体的な数字も含めてご意見をいただいたところではありますけれども、やはりまだ隔たりがございます。

 今日聞いた内容を持ち帰って、公益委員としましても踏み込んで歩み寄りの余地を検討させていただきたいと思えますし、双方もまたご検討いただ

ればと思います。

次回についてなんですが、他県の状況なども動きがあるのではないかとと思われるところもありますし、政府への要望の取りまとめ、公益のほうでの検討も進めてまいりたいと思いますので、明日9日午前9時30分から予定どおり会を開きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中澤委員 所用がありまして、10時からでもよろしいでしょうか。

部会長 かまいませんか。

異議なし

部会長 では、明日は10時からということをお願いします。

以上で本日予定していた議題は終了いたしました。ほかに何かございませんか。

沖田委員 使用者側としては、これ以上検討する余地はないので、あとは公益委員の金額提示を待つて判断させていただきたいと思います。

部会長 わかりました。

本日ご意見をたくさんいただきましたので、それらを踏まえて、公益の意見として、明日の段階で何らかのものを示せたらいいかなと思っています。
本日の専門部会は終了いたします。

[閉会] 午前11時03分